

平成20年度第9回岡山県地方独立行政法人評価委員会の議事録

- 1 日 時 平成21年1月28日(水) 15:00～16:20
- 2 場 所 ピュアリティまきび 2階 白鳥
- 3 出席委員 末長委員長、江尻委員、小川委員
(大学関係) 小池専門委員 (高木委員は都合により欠席)
(病院関係) 日笠専門委員、中西専門委員

4 委員長選任及び職務代理者指名

5 議 事

- (1) 今後のスケジュール
- (2) 公立大学法人岡山県立大学役員報酬規程の一部改正等
- (3) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター中期計画等

(要 旨)

4 委員長選任及び職務代理者指名

委員の互選により末長委員が委員長に選出された。
末長委員長から江尻委員が委員長職務代理者に指定された。

5 議 事

- (1) 今後のスケジュール
平成21年度上半期について日程調整の依頼を行った。
- (2) 公立大学法人岡山県立大学役員報酬規程の一部改正等
～省略～
- (3) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター中期計画等

委員発言要旨	事務局発言要旨
<p>岡山県精神科医療センター中期計画等について事務局から説明願います。</p> <p>中期計画及び年度計画の変更は、病床の運用と連動している。</p> <p>確認したいが、6ページの下(参考)のところ、3行目、特定病床4名というのは何か。医療観察法病床の運用状況は36床満床で、さらに特定病床というのは。</p>	<p>○事務局・岡山県精神科医療センター ～医療観察法特定病床の運用に伴う施設改修による中期計画の変更について説明～</p> <p>○岡山県精神科医療センター 全国的に医療観察法の入院ベッドが絶対的に不足している。法律の運用自体が限界にきていて、去年の8月1日付けで特定病床というものを認めるという厚労省令が発せられた。</p> <p>これは入院決定が出て、正式の入院棟に移るまでの3ヶ月間については、一定の基準を満たした病院であればそこに留め置いても良い。それから退院の場合、退院が近い患者を退院決定後に通院する通院指定医療機関に最大6ヶ月入院させてもよい、ということが発せられた。</p> <p>省令に基づいて特定病床、あるいは指定入院医療機関を持っていない病院であれば特定医療施設という言い方をしているが、指定病床以外で対象者を入院させており、当院関係で、現在4名の患者さんがいる。</p> <p>既に西棟、つまり重症の長期の方がいるところに、鑑定の後そのままいるという状態が既に生じている。だから、その部分も出来れば医療観察法の入院病棟に匹敵するくらいのアメニティーとセキュリティを確保しなければならないということで、厚労省から再三に渡り依頼があり、整備費を全て出すということなので、実施することにした。</p> <p>もちろん、特定病床の必要がなくなった場合</p>

要するにベッドの利用率が100%を超えているという状況ということですね。

心配してたのが、例の赤字だろうという児童思春期病棟を減らして特定病床をすということであれば、それは違うと言おうと思っていたがそういうことではないですね。

これは出来る前からもう患者さんがおられるということですね。収入は変わらないと。

なぜ県立大学にある役員報酬の改定がないのか。

自主収入のある医療センターはこれで結構ではないかと思う。

調整額の7%カットは退職金のベースにも影響するのでトータル的には増えると。

も、当院の重度で退院が非常に難しい人達をきちんと見ていくためのユニットとして使うことが出来るので、無駄にはならないと考えている。

○岡山県精神科医療センター

そういうことです。それを解消する見込みが今のところ全く立っていないということです。

○岡山県精神科医療センター

そんなことはしません。児童思春期病棟は、8割程度の稼働率で考えますと、約7000万円の赤字を出るようになっていたが、去年の診療報酬改定で上積みがあり、今は約4000万円程度の赤字で済むようになっています。

○岡山県精神科医療センター

収入は変わらない。

○岡山県精神科医療センター

職員は、もう既に1年先んじて、職員給与は調整額を5年間で0にすると行ってます。これは、ほぼ7%カットに相当するが、その時だけではなく将来の退職金にも全部影響してくるので、もっと高い率でカットということになる。

役員報酬は、本来であればこれだけ良好な経営をすれば、ボーナスもプラスでもいいはずだが、これは辞退している。職員では約800万円の原資を用意し、人事評価によりボーナスを上積みして、少しでも意欲を落とさない、特に看護師の不足は非常に激しいものがあり、看護師の確保に大変に苦労している状況である。

一旦、他の民間病院から移って来ても、その後給与が安いということで1年で辞める人もいる状況で、少しでもインセンティブを与えないとやっていけないということです。

○岡山県精神科医療センター

退職金の算定根拠になる部分が下がるので、トータルすれば、非常に大きい額になる。

○岡山県精神科医療センター

県の給与カットの場合は一時的なものなので、退職金の算定には影響しない、カット前の額で算定するわけですから。

調整額を廃止した場合には、給与月額を落とすことになるので、調整額を取った後で、退職金の算定するので、下がった分はずっと影響します。

調整額は、看護師だと月額3万円くらい支給されていた方がいるが、県でフルに勤められた場合60ヶ月くらいの退職金が出ているので、それだ

役員を除くみんなは一律でカットする。

県の場合はいろいろ（カット率に）段階があるけども、役員以外は全部そうだと。それだと条件が悪くなるので賞与の方で対応すると。

給与は、良くやる人も、普通の人もみんな一緒だけど、賞与で差を付けられる。収入の総額は経営状況によっては減らすことが出来る。

一般的な企業の場合も、賞与のところで調整するという事で議論される。

看護師の離職、これは大変頭を悩ますところであるが、精神科医療センターは比較的順調に確保出来たというふうに思っていた。

今年の離職率はどのくらいか。

西2病棟へ特定病床を作られるということだが、管理、看護は別単位で運用するという事か。

当然、医業収入も増えると思う。年度計画はともかく、中期計画にも反映するべきであると問いたくなる。なかなか難しいかなと。県議会の承認とかおっしゃっているの、そういうのがあれば、さわやかにお答えいただければ。

特定病床は今後もさらに増やしていかないといけないのか？

来年度、2箇所か3箇所だとおっしゃってましたが、厚労省の扱いで急激に増えるという可能性もあるということですか。

けでも180万円のカットという影響が出てくる。これはずっと退職金にも影響しますし、県の給与カットは24年度までで、それが終わったら、もしかしたら戻るかもしれないが、調整額の場合は下がったら下がったきりで、給料ベースを下げるとい形になるので、今後ずっと25年以降も影響するという形になる。

○岡山県精神科医療センター

賞与は人事評価制度を導入しまして、その調整額の廃止した財源の一部を使い、メリハリをつけて、人事評価で評価の高い人に、ボーナスの上積みするという形をとっている。

○岡山県精神科医療センター

給与とか職務に不満を持つことによる離職という事は少なく、家庭の事情とか他の要因によるものが多い。

離職率は1割弱だと思います。

○岡山県精神科医療センター

全く別ではなく、全体で運用するが、それでは人手が足りなくなるので、今までよりは手厚く配置しようとしている。ただ、今は看護師の採用に四苦八苦しており、昨年度70人採用したが、死にものぐるいでやっと集まった。

法的には求められていないが、特定病床へは通常より手厚く配置したいということ。

○岡山県精神科医療センター

収益等の中期計画への反映については、時期を見て修正を行いたいと考えている。

○岡山県精神科医療センター

どうなるかわからない。経営の方も、いつ、横から三角波がやってくるか分からないという状況でやっているの、気を抜けない状態だと思っている。

○岡山県精神科医療センター

現在総務省は特定独法は地方の場合認めないと、一般独法しか認めないという方向なので、例えば静岡ではこの4月から一般独法化することが

その独法化で、特定病床の対象者はどんな比率になるのか。

特定病床は、国から何か補助金が出るのか。

今病床が足りなくて現に他の所にいるわけですね。

中期計画はどの程度だったから見直すかというのは難しい。

こういう額の大きいものは、やらないといけないでしょうね。

事業計画が大きく変わるわけではなく病床を増やして合体するということですね。

それでは、精神科医療センターの中期計画の変更については、地方独立行政法人法第26条第3項の規定に基づく評価委員会の意見は「特になし」でよいか。

○各委員
よろしい。

決まっている、また神奈川も一般独法化していくことが決まっている。

それ以前に1床でも2床でも、作るということで既に動いているので、同じような独法化される病院については加速される可能性はある。それでも病床が足りないことは変わらない。

○岡山県精神科医療センター

全国で大体月30名弱が入院決定されているが、病床、退院がそれに追いつかない。

どうしても、今の曲線で見えていくと、充足するところが見えてこないという状況にあります。

本来は国がやるべき事で、地方自治体は関係ないという県が結構多いです。いろんな事情があって進まない。本当に岡山は良くやったと思います。

○岡山県精神科医療センター

特定病床への入院料は、指定病床への入院料と同じ額が出る。

ただ、例えば、当院を指定入院医療機関として指定され、実際には特定医療施設である山口の県立病院に入院されているような場合は、当院で一旦収入し、その中から鑑定入院料相当額として7～8割を山口にお渡しするという形になる。

ただ職員は時々山口に行ってみなければならぬ、これが今、過重労働になって大変です。

○岡山県精神科医療センター

現にいます。

○岡山県精神科医療センター

トータルの病床数は変えていません。